



# りそな銀行アジアニュース

平成 21 年 11 月 2 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【シンガポール駐在員事務所/マレーシア】

## 「マレーシアの 2010 年度税制改正について」

10 月 23 日、ナジブ首相兼財務相は、下院議会で発表した 2010 年度(2010 年 1 月～2010 年 12 月)予算案の中で、税制改正に関して、注目された物品・サービス税(GST)の 2010 年度以降の導入は見送ったが、検討の最終段階にあるとした。また、GST 導入に当たっては、現行の販売税(Sales Tax、一般的には 10%、果物・特定の食品・建材は 5%、アルコール類は 20%、タバコ類は 25%)およびサービス税(Service Tax、5%)は廃止し、税率は販売税・サービス税より低く抑える方針を示している。

税制改正の主な発表内容は以下の通りである。

	内 容	施 行 日
ビ ジ ネ ス 関 係	①中古車を含め車種、仕入先を限定しない完成車の輸入許可書「オープン AP」の所有者に対し輸入車 1 台当たり 1 万リンギの課税が導入される。	2010 年 1 月 1 日
	②中堅・中小企業(SME)のイノベーションと知的財産の創出の促進策として、マレーシア国内での特許、商標登録に関わる経費(特許登録代行料など)は損金算入が認められる。	2010 賦課年度～ 2014 賦課年度
	③先進的な医療設備や安い医療費を目玉に外国からの病気治療の観光客を呼び寄せる医療観光産業の促進策として、外国人(非居住者個人)への医療サービスの提供によって得た所得の 100%が課税免除される。(ただし、最大で申告年度の法定所得の 70%まで。現行は、外国人から得た利益の 50%が課税免除される)	2010 賦課年度～ 2014 賦課年度
	④環境に配慮した技術を利用したビルの建設を促進するため、 I. 「グリーン・ビルディング・インデックス(GBI)」の認証を取得したビルオーナーに対し、認証取得を目的に投資した資本的支出額(投資額及び認定取得のための費用等)について、100%を法定所得から控除できる。 II. GBI の認証付きビルおよび住宅不動産を不動産開発業者から購入する者に対しては、不動産の名義書換に関わる印紙税(Stamp Duty)を免除される。 (「グリーン・ビルディング・インデックス(GBI)」とは、2009 年 5 月に導入された建物・エネルギー・水の有効使用等に対する環境性能評価を証明するシステムです)	2009 年 10 月 24 日 ～ 2014 年 12 月 31 日
そ の 他	①自動車用燃料補助金スキームの再編について、現行では高級車所有者や外国人もマレーシア政府の補助を受けている安い燃料を一律享受できるものを、高級車所有者を除き、MyKad を取得している対象者(マレーシア国民及び外国人居住者)のみが享受することができる設定のシステムに変更する。 (MyKad とは、マレーシア政府発行の身分証明などを組み込んだ多機能スマート ID カードのこと)	2010 年初頭
	②税収基盤を広げるため、不動産譲渡益に一律 5%を課税する。ただ、個人による譲渡に関しては、夫婦間と親・子・孫 3 代間の贈与、国民または永住権保有者による生涯初の住宅不動産の譲渡については非課税とする。 (従来は、不動産の所有期間(1～6 年目まで)や所有者のカテゴリーによって 0～30%の逡減課税であったが、2007 年 4 月から一時的に凍結していた)	2010 年 1 月 1 日
個 人	①個人の所得税について、現行 27%の最高税率(累進課税)を 26%へ引下げる。また、基礎控除額を年間 8,000 リンギから 9,000 リンギに引き上げる。	2010 賦課年度
	②ジョホール州南部開発地域「イスカンダル・マレーシア」への人材誘致を促進するため、同開発地域に就業・居住する知識労働者(マレーシア人、外国人を問わず)の個人所得税率を一律 15%に優遇する。	2009 年 10 月 24 日 ～ 2015 年 12 月 31 日
	③情報通信技術産業(ICT)の振興策として、ブロードバンド・インターネットの加入料について年間最大 500 リンギの課税控除を認める。	2010 賦課年度～ 2012 賦課年度
	④クレジットカードの発行枚数抑制のため、クレジットカードにかけるサービス税(Service Tax)を復活する。会員本人カードについては 1 枚当たり 50 リンギ、家族用等のサブメンバーカードでは 1 枚当たり 25 リンギを課税する。 (同税は 1997 年 1 月に導入したが、2001 年 4 月から中止していた)	2010 年 1 月 1 日

以上

【出所:”The 2010 Budget Speech” Ministry of Finance Malaysia、新聞等】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-5223-6672  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。  
\* 禁無断転載